

第二級陸上無線技術士「法規」試験問題

20問 2時間

A - 1 次の記述は、無線局の予備免許中の工事設計等の変更について、電波法（第9条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第8条（予備免許）の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

のただし書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

の変更は、□A□に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条（申請の審査）第1項第1号又は第2項第1号の□B□に合致するものでなければならない。

第8条の予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、□C□を変更することができる。

	A	B	C
1	周波数、電波の型式又は空中線電力	免許基準	目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所
2	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準	通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域又は無線設備の設置場所
3	電波の型式又は周波数	免許基準	通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域又は無線設備の設置場所
4	電波の型式又は周波数	技術基準	目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所

A - 2 次の記述は、電波の利用状況の調査等について、電波法（第26条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、□A□ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

総務大臣は、必要があると認めるときは、□の期間の間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する□B□、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

総務大臣は、□C□は、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

	A	B	C
1	おおむね5年	需要の動向	利用状況調査を行ったとき及び□の規定により評価したとき
2	おおむね5年	技術の発達及び需要の動向	□の規定により評価したとき
3	おおむね3年	技術の発達及び需要の動向	利用状況調査を行ったとき及び□の規定により評価したとき
4	おおむね3年	需要の動向	□の規定により評価したとき

A - 3 次の記述は、無線局の登録について、電波法（第27条の18及び第27条の21）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより□Aを有する無線局その他無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するものを□Bに開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- (3) 無線設備の設置場所
- (4) □C

の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

の登録の有効期間は、登録の日から起算して□Dを超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再登録を妨げない。

	A	B	C	D
1	一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能	総務省令で定める区域内	周波数及び空中線電力	5年
2	一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能	総務省令で定める期間内	電波の型式及び周波数	10年
3	指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能	総務省令で定める区域内	電波の型式及び周波数	5年
4	指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能	総務省令で定める期間内	周波数及び空中線電力	10年

A - 4 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則（第21条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（□Aをいう。以下同じ。）が別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) □B以下の無線局の無線設備
 - (2) □Cの無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	電界強度及び磁界強度	平均電力が50ミリワット	移動しない無線局
2	電界強度及び磁界強度	規格電力が50ミリワット	移動する無線局
3	電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
4	電界強度、磁界強度及び電力束密度	規格電力が20ミリワット	移動しない無線局

A - 5 次の記述は、地球局の送信空中線の最小仰角について、電波法施行規則（第32条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

地球局（宇宙無線通信を行う実験局を含む。以下同じ。）の送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値は、次に掲げる場合においてそれぞれの規定する値でなければならない。

- (1) 深宇宙（地球からの距離が□Aの距離にほとんど等しいか又はこれ以上である宇宙をいう。）に係る宇宙研究業務（科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下同じ。）を行うとき □B以上
- (2) (1)の宇宙研究業務以外の宇宙研究業務を行うとき □C以上
- (3) 宇宙研究業務以外の宇宙無線通信の業務を行うとき □D以上

	A	B	C	D
1	地球と月との間	5度	3度	1度
2	地球と月との間	10度	5度	3度
3	地球と太陽の間	5度	3度	1度
4	地球と太陽の間	10度	5度	3度

A - 6 次の記述は、人工衛星局の送信空中線の指向方向について、電波法施行規則（第32条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

対地静止衛星に開設する人工衛星局（放送衛星局、放送試験衛星局及び一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うもののうち電気通信業務を行うことを目的とするもの（以下「放送衛星局等」という。）を除く。）の送信空中線の地球に対する最大輻射の方向は、公称されている指向方向に対して、□Aの範囲内に、維持されなければならない。

対地静止衛星に開設する人工衛星局（放送衛星局等に限る。）の送信空中線の地球に対する最大輻射の方向は、公称されている指向方向に対して□Bに維持されなければならない。

	A	B
1	0.3度又は主輻射の角度の幅の10パーセントのいずれか大きい角度	0.1度の範囲内
2	0.3度又は主輻射の角度の幅の10パーセントのいずれか小さい角度	0.3度の範囲内
3	0.1度又は主輻射の角度の幅の5パーセントのいずれか大きい角度	0.1度の範囲内
4	0.1度又は主輻射の角度の幅の5パーセントのいずれか小さい角度	0.3度の範囲内

A - 7 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について、無線設備規則（第14条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

□A及び□Bに開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり□Cとするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が□Dの無線設備
- (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- の人体頭部における比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C	D
1	携帯局、陸上移動局	非静止衛星	5ワット以下	50ミリワット以下
2	携帯局、陸上移動局	静止衛星	2ワット以下	50ミリワット以下
3	携帯無線通信を行う陸上移動局	非静止衛星	2ワット以下	20ミリワット以下
4	携帯無線通信を行う陸上移動局	静止衛星	5ワット以下	20ミリワット以下

A - 8 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度又は気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起こり得る振動又は衝撃によってもその周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。

A - 9 次の記述は、73.6MHz を超え 1,260MHz 以下（402MHz を超え 405MHz 以下を除く。）の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の適合すべき条件について、無線設備規則（第49条の14）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、□A□その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

送信装置の発振方式は、水晶発振方式又は水晶発振により制御するシンセサイザ方式であること。

送信空中線は、その絶対利得が2.14 デシベル以下であること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

□B□を有しないこと。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する□C□を備え付けていること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。

送信装置の隣接チャンネル漏えい電力は、搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の±4.25kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より□D□以上低いこと。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であって、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

	A	B	C	D
1	電源設備、制御装置	給電線及び接地装置	送信時間制限装置及びキャリアセンス	40 デシベル
2	電源設備、制御装置	接地装置	送信時間制限装置	40 デシベル
3	電源設備	接地装置	送信時間制限装置及びキャリアセンス	20 デシベル
4	電源設備	給電線及び接地装置	送信時間制限装置	20 デシベル

A - 10 次に掲げる無線設備の操作のうち、第二級陸上無線技術士の資格を有する者が行うことのできるものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 テレビジョン放送局の空中線電力3キロワットの無線設備の技術操作
- 2 超短波放送局の空中線電力3キロワットの無線設備の技術操作
- 3 海岸局の空中線電力3キロワットの無線設備の技術操作
- 4 無線航行局の無線設備で960メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

A - 11 次の記述のうち、非常通信の定義として正しいものはどれか。電波法（第52条）の規定に照らし1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、有線通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(GY807-4)

A - 12 次に掲げる書類のうち、放送局に備え付けておかなければならない業務書類に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者選解任届の写し
- 2 電波法及びこれに基づく命令の集録（無人方式の無線設備の放送局以外の放送局に限る。）
- 3 放送局の免許申請書の添付書類の写し（再免許を受けた放送局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに無線局免許手続規則第16条（再免許の申請）の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書（その記載を省略した部分のみのもとする。）及び同規則第18条の2（工事設計書の提出の省略等）の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し）
- 4 無線局免許手続規則第12条（工事設計等の変更の申請及び届出）（同規則第25条（免許後の変更等の手続）第1項において準用する場合を含む。）の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し（再免許を受けた放送局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの）

A - 13 次の記述は、簡易無線局の通信時間について、無線局運用規則（第128条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

簡易無線局においては、1回の通信時間は、□Aを超えてはならないものとし、1回の通信を終了した後においては、□B以上経過した後でなければ再び通信を行ってはならない。ただし、□Cを行う場合及び時間的又は場所的理由により他に通信を行う無線局のないことが確実である場合は、この限りでない。

- | | A | B | C |
|---|----|----|---|
| 1 | 5分 | 1分 | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信 |
| 2 | 5分 | 2分 | 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信 |
| 3 | 3分 | 1分 | 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信 |
| 4 | 3分 | 2分 | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信 |

A - 14 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について、電波法（第82条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の□Aを与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は□Bについて の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その□Cことができる。

- | | A | B | C |
|---|--------------------|------------------------|----------|
| 1 | 無線局の運用に継続的かつ重大な妨害 | 受信設備 | 設備を検査させる |
| 2 | 無線局の運用に継続的かつ重大な妨害 | 放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備 | 設備を撤去させる |
| 3 | 無線設備の機能に継続的かつ重大な障害 | 放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備 | 設備を検査させる |
| 4 | 無線設備の機能に継続的かつ重大な障害 | 受信設備 | 設備を撤去させる |

A - 15 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について、電波法（第108条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

□A□の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは□B□の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、□C□に処する。
の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	宇宙無線通信の業務	鉄道事業に係る列車の運行の業務	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
2	宇宙無線通信の業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
3	電気通信業務又は放送の業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
4	電気通信業務又は放送の業務	鉄道事業に係る列車の運行の業務	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金

B - 1 次に掲げるもののうち、電波法（第8条）の規定に照らし無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

ア 工事落成の期限 イ 識別信号 ウ 運用許容時間 エ 通信事項 オ 無線設備の設置場所

B - 2 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて、電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の□ア□以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。

- (1) 26.175MHz □イ□周波数の電波を使用するもの
- (2) 空中線電力10ワット以下のもの
- (3) 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた電波法第31条に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
- (5) 放送局の送信設備であって、空中線電力 □ウ□以下のもの
- (6) □エ□において使用されるもの
- (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の □オ□を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
- (8) その他総務大臣が別に告示するもの

1	基準周波数	2	2分の1	3	標準周波数局	4	100ワット	5	特性周波数
6	気象援助局	7	を超える	8	5分の1	9	50ワット	10	以下の

B - 3 次の記述は、中波放送を行う放送局の送信装置の信号対雑音比及び左右分離度について、無線設備規則（第33条の7及び第33条の8）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

中波放送を行う放送局の送信装置の信号対雑音比は、モノホニック放送を行う場合にあっては、1,000ヘルツの変調周波数により80パーセントの振幅変調をしたとき、□ア以上であること。

中波放送を行う放送局の送信装置の信号対雑音比は、ステレオホニック放送を行う場合にあっては、変調周波数が1,000ヘルツである□イ左側信号と右側信号の□ウにより80パーセントの振幅変調をしたとき□ア以上であり、かつ、変調周波数が1,000ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ40パーセントの振幅変調をしたとき□エ以上であること。

中波放送を行う放送局の送信装置の左右分離度（送信装置の左側信号又は右側信号の入力端子のうちいずれか一に加えた信号が、当該装置の出力端子において、その一の入力端子に加えた当該信号として現れる出力と他の入力端子に加えた信号のように現れる出力との比をいう。）は、左側信号又は右側信号により40パーセントの振幅変調をした場合において、それぞれ、200ヘルツから5,000ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても□オ以上となるものでなければならない。

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 20 デシベル | 2 30 デシベル | 3 40 デシベル | 4 44 デシベル | 5 50 デシベル |
| 6 60 デシベル | 7 和信号 | 8 差信号 | 9 同一の | 10 異なる |

B - 4 次の記述は、主任無線従事者の職務について、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、□アに関し総務省令で定める職務を誠実に履行しなければならない。

の総務省令で定める職務は、次のとおりとする。

- (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を□イこと。
- (2) 無線設備の□ウを行い、又はその監督を行うこと。
- (3) □エを作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）
- (4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し□オに対して意見を述べること。
- (5) その他無線局の□アに関し必要と認められる事項

- | | | | |
|--------------|----------------|---------------|--------|
| 1 無線設備の操作 | 2 免許人又は登録人 | 3 変更の工事 | 4 総務大臣 |
| 5 立案し、実施する | 6 無線業務日誌 | 7 機器の点検若しくは保守 | |
| 8 無線設備の操作の監督 | 9 無線業務日誌その他の書類 | 10 立案する | |

B - 5 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について、電波法（第52条から第55条まで及び第110条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は□ア（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信
- (2) 緊急通信
- (3) 安全通信
- (4) 非常通信
- (5) 放送の受信
- (6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□イ、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状又は登録状に□ウであること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、□エに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

□オの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | | | |
|---------------|------------------|---------------|
| 1 の(1)から(6)まで | 2 の(1)から(4)まで | 3 、 、 の(1)又は |
| 4 から まで | 5 通信の相手方若しくは通信事項 | 6 通信事項 |
| 7 空中線の型式及び構成 | 8 無線設備の設置場所 | 9 記載されたものの範囲内 |
| 10 記載されたもの | | |